

年金の
一括受給

Q

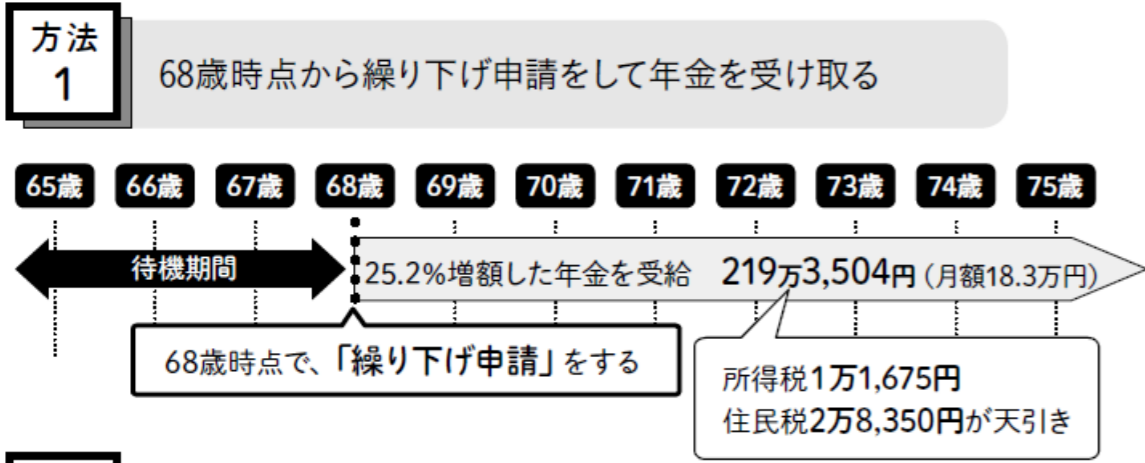
繰り下げ中に病気になったら、
今までの年金をまとめて受け取れますか？

A¹³

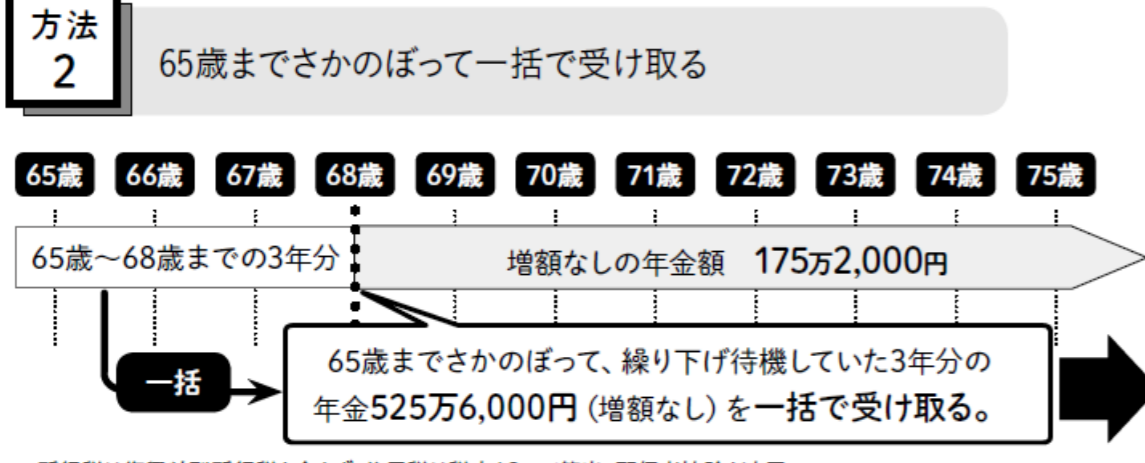
一括で受け取れますが、税金が
高くなってしまう場合があります

権利発生
から5年以前は時効で消滅します

繰り下げ待機中の68歳の夫が、突然病気になり繰り下げをやめたくになったら？



繰り下げを取りやめるには、やめる時点から繰り下げ請求して増額した年金を一生受け取るか、取りやめた時点から、65歳までさかのぼり、その期間分の本来受給額の年金を一括で受給するか、2つの方法があります。



2つの方法は、繰り下げ待機を選択せずに、繰り下げ待機をやめた時点から本来受給開始

税金を1年ずつ「源泉徴収」
されてから、年金を受け取る
ことになります。

5年の時効に
注意

年金の時効問題に
注意が必要です。

年金の一括受給は
税額アップに注意

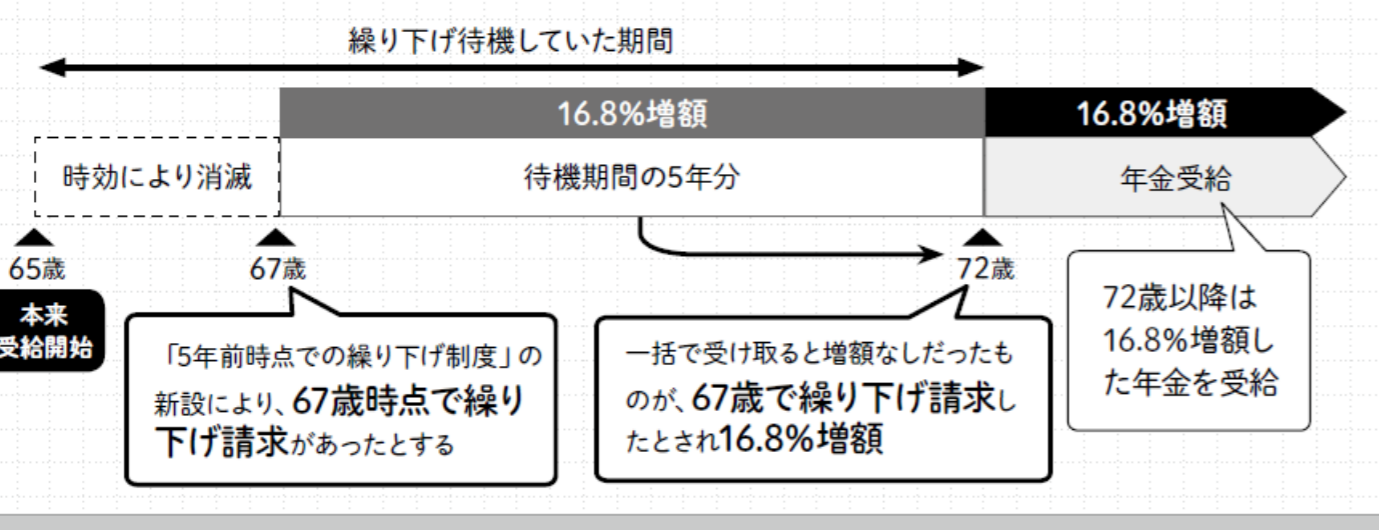
税金については、1年分ごと
に「源泉徴収」された
うえで、年金が振りこま
れます。

※所得税は復興特別所得税を含まず、住民税は税率10%で算出。配偶者控除を適用

check!

2023年4月から5年時効のルールが一部改正に！

年金の一括受給を選択すると、5年以前の年金が時効により消滅します。2023年4月から「70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰り下げ制度」の新設で、この消滅分が救済されます。たとえば下図のように、72歳時点で一括受給すると、現行では、2年間の年金が消滅。そして、増額なしの5年分を一括で受け取り、以降の年金も増額はありませんが、5年前の67歳時点で繰り下げ請求があったとみなされ、16.8%増額した年金を一括で受け取り、以降も増額した年金を受給できます。つまり、増額した分で消滅してしまう分を補てんできることになります。



出典：「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」厚生労働省

エスカルゴムック346「あなたの年金 トクするもらい方2023」のP52-53に掲載されました「年金一括受給」の場合の税金は、一般的に、1年ずつあらかじめ「源泉徴収」されて、年金が振りこまれます。